

# 穀物法批判の前提(上)

服部正治

- 一 はじめに——リカードとマルサスとの穀物法論争——
- 二 ヨーロッパ諸国の穀物輸出入能力——ウィリアム・ジェイコブ——
- 三 農業改良と穀物自給率——G・R・ポーター——
- 四 穀物法廃止後の穀物価格と穀物輸入量——ジェイムズ・ウィルソンとトーマス・トゥック——
- 五 地主階級の穀物法批判——ジョン・ルーク——(以上本号)
- 六 農業改良と地代増加——J・R・マカロックとJ・S・ミル——
- 七 植民地産穀物優先政策——ウィリアム・ハスキソンとポウレット・スクロウア——
- 八 おわりに——ふたたび、リカードとマルサスとの穀物法論争——

## 一 はじめに——リカードとマルサスとの穀物法論争——

デイヴィッド・リカード(David Ricardo)とトーマス・ロバート・マルサス(Thomas Robert Malthus)との間でたたかわされた一八一五年穀物法をめぐる論争は、一般には、産業革命の終局期において産業資本の利害を代表する

工業立国論と、それに対抗する地主の利害を代表する農工並立々国論との対立とみなされて<sup>(1)</sup>いる。順序は逆になるが、マルサスの主張は、それが最も端的に示されている『人口論』第六版（一八二六年）によれば以下のようにまとめ<sup>(2)</sup>うる。

すなわち、農業と工業とが並立している国においては「純然たる農業国に特有の不利益が商工業の成長と繁栄とによってすべて回避される」し、また「単なる商工業国に伴う特有の不利益が土地資源の所有によってすべて回避される」。この点が農工並立国のもつ利点である。この場合、農業国に特有の不利益とは農産物の価値が外国産工業品のそれに比べて小さいということであるが、農業国に伴うことが多い封建的勢力の支配（例えばポーランド）をすでに遠い過去のものとし、工業が一八世紀末来「驚くべき発展をとげた」イギリスにおいては、問題とすべきは農業を外国にゆだねた工業国に伴う不利益である。産業革命の急進は、「農業階級と商工業階級との間の均衡」をむしろ「自然には生じず」「人為的に維持すべき」課題としているのである。工業国の不利益は以下である。(一)工業生産力の国際的優越を長期間維持しえないこと、(二)外国との競争をたとえ排除しえたとしても、国内での競争が工業品価格を引下げること（一八世紀末来の綿製品価格の暴落をみよ）、(三)工業品原料と食糧とを外国に依存する結果、自国の経済発展が自国工業品に対する外国の需要にほぼ全面的に規制されること、(四)しかも、工業品原料と食糧との輸出国は農業利潤率の低下に伴って早晩工業化の途を歩み、その結果自国工業品への需要は減退すること、以上である。一言でいえば、工業国の不利益はその経済発展が他国に依存しているということである。とすれば、農工並立国の利点が自国の経済発展の独立性にあることは明白である。しかもイギリスの土地資源は肥沃かつ豊富であり、農業の人為的維持のコストはそれほど大きくはない。——そしてこの場合、農業の人為的維持の手段である穀物法の内容について、マルサスが

こう記しているのは記憶されてよい。「わが国の大臣たちが商業政策のより自由な制度の模範〔一八二五年のウィリアム・ハスキソンの関税改革〕を極めて見事に示しつつある時に、諸外国がわが国の現行穀物法のように非難すべき顕著な例外をもたずにするむことがおおいに望ましいであろう。あまり高すぎない輸入関税とリカードウ氏によって勧告された程度の輸出奨励金とは、おそらくわが国の現在の状態にとって最も適当であり、最もよく価格の安定を保証するであろう」<sup>(4)</sup>。

だが、リカードウの主張を工業立国論という場合重要な留保が必要である。なるほど、穀物法の廃止が一方で穀物価格下落→賃銀下落→利潤率上昇をもたらすと同時に、他方で自由貿易制度の完成→比較生産費説に基づく国際分業の確立をもたらす〔「ブドウ酒はフランスとポルトガルで醸造されるべきであり、穀物はアメリカとポーランドで生産されるべきであり、そして金属製品やその他の財貨はイギリスで製造されるべきである」<sup>(5)</sup>〕というリカードウの主張を、マルサスの穀物法に依拠する農工並立々国論と対比しその特徴を浮きぼりにする場合には、リカードウを工業立国論者と呼ぶことは可能である。しかしながら、リカードウは、穀物法を廃止した後のイギリスが工業に全面的に特化し、農業を国外に放逐するとは決して述べていない<sup>(6)</sup>。

「もし自然の成行きにまかせられるなら、わが国は疑いなく一大工業国になるであろう、しかし一大農業国に止まらざるであらう。実際のところ、イギリスが農業国でなくなるのは不可能である」<sup>(7)</sup>——これは一八二二年五月九日におこなわれたリカードウの議会演説の一節である。またこの演説の直前に出版された『農業保護論』においても、リカードウは、穀物の自由貿易をおこなった場合に「わが国が輸入せねばならぬ〔穀物〕量が莫大であろうと考える人々と私は意見を異にする」と述べ、その理由として、一八二一年農業委員会での証言が外国での穀物供給の増大は

その生産費を大きく引上げると指摘している点をあげ、そして、「穀物の自由貿易によって」需要がもつとも自由な状態の下におかれても、きつとわが国は多大な量の輸入者とはならないであろう」と述べている。<sup>(8)</sup>

更にリカードウは、一八二一年一〇月四日付の手紙では、穀物の自由貿易をおこなった場合のイギリスの穀物輸入量を年消費の「わずか数週間分」と具体的に推定している。<sup>(9)</sup>そして、穀物法を廃止した場合のイギリスの穀物輸入量が年消費の数週間分にすぎないという、このリカードウの推定はすでに早く一八一五年の『利潤論』(An Essay on the Influence of a low Price of Corn on the Profits of Stock)でもなされている。リカードウはこのパンフレットにおいて、イギリスが穀物法を廃止して規則的な穀物輸入国になれば、当然、穀物輸出国はイギリス市場をめあてに耕作を拡大するから、イギリスへの穀物供給はむしろ安定すること、また、ナポレオンの大陸封鎖の瓦解が示すように、輸出国における強権的輸出停止は必ず輸出国民の側の反撃をまねきその執行を不可能にすることを指摘したが、そのなかで穀物法を廃止した場合のイギリスの穀物輸入量を何の説明もなく、「わずか数週間分」としている——すなわち、「われわれがイギリスでわずか数週間に消費される穀物の価値を考えても、大陸がわが国に相当な量の穀物を供給している場合には、輸出貿易に対する妨害は必ずや極めて広範な商業上の破滅的苦況を生まざるをえない」。また、「高い価格は「穀物の」供給を獲得できる力をもつ」ということをわれわれが経験した以上、わが国の消費のうちの数週間分に必要な程度の穀物を輸入に頼ることの結果、わが国がなにか特定の危険にさらされるであろうと懸念すべき正当な理由をもちうるであらうか」<sup>(10)</sup>——。

以上のように、穀物法廃止後のイギリスの産業構造は決して工業に全面的には特化せず、穀物輸入量も年消費量の数週間分にすぎず、したがってイギリスは「一大工業国」であると同時に「一大農業国」でもある、とりカードウは

考えていた。とするとこの事實は直ちに、リカードウとマルサスとの穀物法論争についての従来の評価——それは、産業資本のイデオログとしてのリカードウと地主のそれとしてのマルサスとの対立面を特に強調してきた——に一定の検討を迫ることになる。だがこの点は本稿の最後でふれることにして、ここでは、リカードウがすでに『利潤論』（一八一五年）において何の説明もなく、穀物法廃止後のイギリスの穀物輸入量を年消費の数週間分としていることに、つまりは、穀物法廃止がイギリス農業に与える打撃はそれほど大きくはないとしていることに注目したい。特に説明もしないで、穀物法廃止後の穀物輸入量が大きくない、すなわち、穀物法廃止のイギリス農業への打撃は小さいと想定することは、逆にこの想定が特に説明を要しないほど一般的であったという推測を可能にもさせるからである。

本稿は、穀物法が批判される場合、穀物法廃止のイギリス農業への影響についていかなる想定が一般になされたいたかを、一九世紀前半の穀物法批判者たちの主張の検討を通じて明らかにすることを課題とする。別の表現をすれば、この作業は穀物法批判の現実的前提を明らかにすることになる。

本稿がとりあげる穀物法批判者は、ウィリアム・ジェイコブ(William Jacob)／G・R・ポーター(G. R. Porter)／ジェームズ・ウィルソン(James Wilson)／トーマス・トウツック(Thomas Tooke)／ジョン・ルーク(John Rooke)／J・R・マカロック(J. R. McCulloch)／J・S・ミル(J. S. Mill)／ロバート・トレンス(Robert Torrens)——更に簡単ながウ、ヘンリー・パーネル(Henry Parnell)／ジョウゼフ・ヒューム(Joseph Hume)／J・D・ヒューム(J. D. Hume)等であるが、これら穀物法批判者たちの議論のなかで論理的基礎の位置を占めると思われるウィリアム・ジェイコブとG・R・ポーターとが重視される。更に、以上の穀物法批判者とは別の観点(すなわち、植民

地産穀物の優先政策) から穀物法を論じたウィリアム・ハスキソン (William Huskisson) とポウレット・スクロウ  
ン (Poulett Scrope) もとりあげられる。

(1) 例えば、羽鳥卓也氏の次の言葉をみよ。「これ『マルサスの「地主主導の資本主義発展の途」に対して、リカードウが利潤のみを蓄積の基本ファンドとみなした時、かれは、農業を工業に優先させるべき理由が全くないことを論証していた。かれは、これを基礎において、ヨーロッパ諸国の自然的・技術的・産業的諸条件の現状からいって、イギリスは商工業に重心をおき、農業については、これをヨーロッパ大陸の後進諸国に放逐するという形で資本主義発展のコースを選ばべきだと提唱してゐたのである』(『古典派経済学の基本問題』未来社、一九七二年、三六ページ。傍点は服部)。

(2) T. R. Malthus, *An Essay on the Principle of Population*, 6th ed. 1826, Everyman's Library ed. 1973, vol. II, p. 88, 71, 80, 112, 79-83, 118-119. (寺尾琢磨訳『マルサス人口論第六版』慶応出版社、一九四一年、五三六、五一五、五二六、五六六、五二五―五二九、五七四―五七五ページ。但し訳文は変更したところもある。以下同じ。)更に詳しくは羽鳥前掲書、棚原正治「T・R・マルサスの農業保護論」(『琉球大学経済研究』第二二号、一九八〇年)をみよ。

(3) リカードウは一八二二年に出版した『農業保護論』(On Protection to Agriculture)において、小麦価格が一クォーターあたり七〇シリングに達した場合には、最初二〇シリングで年々一シリングずつ減少し、最終的には一〇シリングで固定される輸入関税を課すこと、同時に輸出に際しては七シリングの奨励金を与えることを提案した。

(4) Malthus, *op. cit.*, p. 126. (訳、五八三ページ。)

(5) David Ricardo, *On the Principles of Political Economy, and Taxation*, 1817, in *The Works and Correspondence of David Ricardo*, ed. by P. Sraffa, vol. I, 1951, p. 134. (堀経夫訳『リカードウ全集』第一巻、雄松堂書店、一九七二年、一五六ページ。)

(6) この点を指摘したのは内田義彦『経済学史講義』(未来社、一九六一年)である。すなわち「出来るかぎり多くの穀物を——工業製品の輸出を見返りにして——輸入して不適地での農業資本を引上げること。資本投下が最大な効率を發揮するよ  
うな巨大な農業経営のみが、優良地において行なわれること。この二つがリカードウのねらいです。」(三一二ページ。傍点は内田氏)。但し、内田氏は、比較生産費説を前提にして、巨大な農業経営が何故に存続しうるのかを述べられない。また最新の

文献としては、棚原正治「D・リカードゥと農業保護論（I）」（『琉球大学経済研究』二三号、一九八二年）をみよ。

本稿はリカードゥとマルサスの穀物法論争を直接に考察の中心とするものではないが、棚原氏の「T・R・マルサスの農業保護論一（前掲）」と今あげた論説とから筆者はおおくを学んでいる。

(7) Ricardo, *Works*, vol. V, 1962, p. 180. (杉本俊朗監訳『リカードゥ全集』第五巻、一九七八年、一八三ページ。)

(8) Ricardo, *Works*, vol. W, 1951, p. 265. (玉野井芳郎監訳『リカードゥ全集』第四巻、一九七〇年、三一四—三一五ページ。)

(9) Ricardo, *Works*, vol. K, 1952, p. 86. (中野正監訳『リカードゥ全集』第九巻、一九七五年、九六ページ。なお、注

(7)・注(9)とも棚原「D・リカードゥと農業保護論（I）」が引用したところである。棚原氏のこの論文以前には、Samuel Hollander, *The Economics of David Ricardo*, 1979, chap. II が同様の指摘をしている。なお筆者は一九八一年三月にひらかれた経済学史学会関東部会において、ホランダールのこの本のこの章を中心に報告をしている。

(10) Ricardo, *Works*, vol. W, p. 28, 31. (訳、三五、三九ページ。)

## 二 ヨーロッパ諸国の穀物輸出入能力——ウィリアム・ジェイコブ——

ここで、名誉革命体制の発足から一八一五年のナポレオン戦争終結までの時期の、イギリスの穀物貿易の状態を簡単にみておくことが便利であろう。

一六八九年に与えられた穀物輸出奨励金は、穀物生産増大を刺激すると同時に穀物価格の安定をもたらし、極めて一般的にいえば、一八世紀の第四四半期頃まではイギリスは穀物輸出国であった。そうしてサー・ジェイムズ・スチュアート『経済学原理』（一七六七年、但し、一八〇五年の全集版において）とアダム・スミス『国富論』（一七七六年）とは各々、一七六六年に第二版が出された Charles Smith, *Three Tracts on the Corn Trade and Corn-Laws* に依拠

してこう述べていた。すなわち、一六九七—一七六五年の期間のイングランドの年平均穀物輸入量は年消費の約五七〇分の一にすぎず、また年平均穀物輸出量の一八分の一にすぎない<sup>(2)</sup>。ところがその後の産業革命の前進と度重なる天候不順とは、農業革命の進行にもかかわらずイギリスの穀物輸入を増加させはじめた。この結果、一七九三年の対仏戦争の開始時にはイギリスは穀物輸入国になっていた。しかも、一七九九—一八〇〇年の不作は小麦価格を一気に年平均で一〇シリング台に上げた(なお、一七五〇—八〇年代は二〇—五〇シリング台を推移していた)。そうして、一八〇〇、一八〇一年の小麦輸入量は二〇—一四〇万クォーターを超えた。但し、この量でも大ブリテンの年小麦消費量の六週間分程度であったことに注意したい。ところが、戦争の激化とともに穀物輸入には幾多の障害が生じ、この結果小麦価格は高い水準を維持し(一八〇五—一一年の間は年平均で七〇—一〇〇シリング台)、一二年には同じく年平均で一二六シリングを記録した。こうしたなかで、国内では劣等地の耕作がおおいに進行し<sup>(4)</sup>、このため、戦争終結に伴う穀物輸入への障害の除去がもたらす影響が、農業関係者の重大関心事になり、このことが一五年穀物法論争の一因をなしてゆく。

(1) Cf. J. S. Nicholson, *The History of the English Corn Laws*, 1904, chap. I.

(2) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776, Glasgow edn. vol. I, 1976, p. 461. (大河内一男監訳『国富論』Ⅱ、中央公論社、一九七六年、二二九—三〇〇頁); Sir James Stewart, *An Inquiry into the Principles of Political Economy*, 1767, *The Works, political, metaphysical, and chronological, of the late Sir James Stewart of Coltness, Bart.*, 1805, vol. I, p. 152. (加藤一夫訳『経済学原理第一編』東京大学出版会、一九八〇年、二二五—二二六ページ)

(3) D. G. Barnes, *A History of the English Corn Laws from 1660-1846*, 1930, rep. 1965. 付録 B・C  
をみよ。



(4) 特に一八〇九—一三年の時期に、地主とファーマーとは、地方銀行の信用膨張に支えられつつ、土地改良・荒地開墾をおし進めた。毛利健三「一八一五—一六六年のイギリス農業不況」(『土地制度史学』二四号、一九六四年)をみよ。また、サー・ジェイムズ・グレイアムは、戦争中に所領拡大や改良のために自己の領地を抵当に入れた地主は全体の十分ノ九にものぼると述べている (Sir James Graham, *Corn and Currency: in an Address to the Land Owners, 1826, p. 75-76*)。

本節ではウィリアム・ジェイコブ (一七六二?—一八五一年) の主張をとりあげる。ジェイコブの主張を一言で示せば、ヨーロッパ諸国の穀物輸出能力は小さいということであった。そして、この主張は一九世紀前半の穀物批判者たちの——彼らがジェイコブの名をあげるにせよ、あげないにせよ——議論のひとつの土台をなしたように思われる。

一〇年間のファーマーとしての生活を経た後、一八二二年に商務省 (The Board of Trade) に入省したジェイコブは、一八二六年に発表した『外国穀物貿易ならびに北ヨーロッパの農業についての報告』で一躍その名を世に知らしめた。この『報告』の影響について D・G・バーンズはこう記している。「一八二六年」四月二〇日にウィリアム・ジェイコブの『報告』が下院の議員たちに配られた。この『報告』はすばらしく興味をひく文書であり、またその後数年間の穀物法の歴史上並はずれた重要性をもっている。というのは、議会の内外をとわずこの『報告』への言及はおびただしいものであったからである」<sup>(1)</sup>。

筆者が読みえたジェイコブの著作は以下のとおりである。

① *Considerations on the Protection required by British Agriculture, and on the Influence of the Price of Corn on Exportable Productions*, London, 1814. [東京大学所蔵]

② *Report on the Trade in Foreign Corn, and on the Agriculture of the North of Europe*, London, 1826.  
 [慶応大学所蔵]

③ *Tracts relating to the Corn Trade and Corn Laws: including the Second Report ordered to be printed by the two Houses of Parliament*, London, 1828. [一橋大学所蔵]

まず① *Considerations*, 1814 からとりあげる。この著作は、(一)ナポレオン戦争中のイギリスの穀物輸入量は、それが最も大きかった年でも年消費のうちのわずかな部分にすぎないこと、(二)穀物輸出国の将来の輸出能力は大きくは増大しないだろうこと、を述べている点でその後の彼の主張の基本を据えたものといえる。まずジェイコブは、大ブリテンの人口約一二六〇万人(一八二一年)から年穀物消費量(種子分を含む)を

小麦——一二四〇万クォーター

その他の穀物——三七六〇万クォーター

計——五〇〇〇万クォーター

と推定する(P. 29)。

ところが最大の穀物輸入を記録した一八〇〇、一八〇一年においては、平均して

小麦——一三五万クォーター

その他の穀物——九三万クォーター

の輸入量であった。とすると、輸入量は

小麦については年消費量の——四〇日分

その他の穀物についてはその——九日分

全体としてはその——一七日分

にすぎない (P. 34-35)。つまり、穀物全体では約九五パーセント、小麦でも約九〇パーセントの自給率だというわけである。

次いでジェイコブは、ヨーロッパ大陸諸国 (フランス、フランダース地方、オランダ、北ドイツ、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、ロシア、ポーランド、プロシヤ) とアメリカ合衆国との現在の穀物輸出能力を分析し、それが極めて小さいことを指摘する (P. 36-54)——ジェイコブがあげた数字を合計すると年三〇〇万クォーター程度となり、年消費の約二二日分にしかならない。そしてジェイコブは、外国の穀物輸出能力がこのように小さい以上そもそもイギリスが大量の穀物を外国に依存することは物理的に不可能だと結論し (P. 54)、穀物の完全自給、更には穀物輸出国への復帰——それは過去二〇年間の平均生産量を一〇分の一増せば可能だ (P. 115)——を図るのである。

③ *Report*, 1826 も、ヨーロッパ大陸の穀物輸出能力がむしろ現在では減退しつつあること——小麦については年五六万クォーター——大ブリテンの年消費の一四日分と推定 (P. 27-28)——、また輸出能力を増そうとすれば穀物供給地域が拡大しその結果、穀物輸出港までの運賃が極めて大きく上昇し、輸入価格も当然に上昇すること (P. 35) を指摘し、以下のように具体的に結論する。すなわち、「クォーターあたり一〇もしくは一二シリングの関税がわが国で課せられれば、「国内での小麦」価格が六〇—六四シリングと仮定する場合には、「イギリスへの最大の穀物輸出地域である」ヴィスツラ川流域での耕作拡大に大きな努力を向けさせるほどの利益は生じないであろう」 (P. 122-123)。つまりジェイコブは、イギリスでの小麦価格が六〇—六四シリングならば、一〇—一二シリングの関税を課し

ておけばイギリスへの小麦輸入は現状のまま極めて小さいというのである。そしてこの場合注目すべきは、(一)ジェイコブのいう一〇—二シリングの関税は、一八二二年にリカードウが提案した関税(はじめは二〇シリングで年一シリングずつ減少し、最終的には一〇シリング)とちがいはないこと、そして、(二)ナポレオン戦争後の低穀価のなかで、それに対応しつつ進められていた農業改良の努力は着実に実を結び、小麦一クォーターあたり六〇—六四シリングという水準を極めて容易に達成できるものとしたということ(例えば、一八三五年には三九シリングを記録した)である。

そして、ジェイコブは③ *Tracks*, 1828 では、大陸諸国の小麦輸出能力は二年前の推定より更に減って三六万クォーター—大ブリテンの年消費の九日分にすぎないことを指摘し(I Report, p. 103)、更に、特にロシアの穀物供給能力について分析を加え、穀物輸出港であるオデッサ(Odessa)からの小麦輸出のうちの圧倒的部分は地中海沿岸地方へ輸出されており、イギリスへの輸出は極めて小さいこと(年平均五〇〇〇クォーター)、そしてこの傾向は輸送航路上の利便から相当の理由をもって続くであろうことを強調する(II Notices, p. 17, 24, 36)。そうしてジェイコブは、これまで穀物法をめぐる論争において、それを支持する側もまた批判する側も共通の誤った前提を置いてきたことに注意する。すなわちそれは、(一)大陸の穀物供給能力は現状において極めて大きく、更に将来的にもほとんど無限に増大すること、(二)大陸穀物の輸入はイギリスにおける穀物価格を破滅的に引下げるであろうということ——こうした前提なのである。だが、こうした前提が誤っている以上、ジェイコブにとっては「われわれは、たとえ一〇〇パーセント完全というわけではないせよ少くとも主要には、わが国自身の「穀物」供給に頼らねばならない」のであり、そのために「妥当で現実的な保護」が必要なのである(I Report, p. 131-132, 98)。——そしてすでに述べたように、この場

合ジェイコブが主張する保護も、リカードウの穀物法改訂案と内容的には同一と行ってよい。たしかに、ジェイコブを穀物法批判者と呼ぶことには語弊があるかもしれない。しかしこの場合には、穀物法を支持したとか批判したとかいうことよりも、具体的な穀物法改定案の中味をこそ重視したい。

ここで、ヨーロッパ大陸の穀物輸出力が極めて小さいというジェイコブの主張が、当時の穀物法論争に与えた影響の一例を示しておこう。

一八一三年の農業委員会の議長として極めて強固な保護の必要を訴え、一五年穀物法制定に際して特別重要な役割を演じたサー・ヘンリー・パーネルは、一八二七年に穀物の自由貿易の立場に転換した。そして、それを促す重要な一因が一八二六年のジェイコブの『報告』<sup>(e)</sup>だったのである。この点を『一九世紀の経済年史』の著者ウィリアム・スマートは以下のように記している。「おそらくは、外国穀物の生産能力とそれがわが国で販売されうる価格とについての最近得られた情報〔ジェイコブの『報告』〕が〔パーネルの〕見解の変化をもたらすうえで最も重要でかつ最も蓋然性の強いものであった。一八一三年の委員会の議長であった時には、パーネルはポーランドでは穀物は無限に生産され、また極めて低い価格でわが国において販売されうると強く確信した、そのため保護関税が必要だと信じたのである。だが現在では、アフリカ、オーストラリア、インド農業勢力は、今提案されているより一層自由な制度をさえ何ら恐れることはない、とパーネルは感じていた<sup>(4)</sup>。そしてこの頃から、パーネルはリカードウ主義の議会における有能な解説者となつた<sup>(5)</sup>、彼の『財政改革論』(On Financial Reform, 1830)はその後の自由貿易論者の主張の武器庫となつたのであった<sup>(6)</sup>。

(1) D. G. Barnes, *op. cit.*, p. 190. ただし、引用は途中一部省略。

(2) 本書は以下の三つの論説からなつてゐる。

穀物法批判の前提 (上)

I Report presented to the Lords of the Committee of his Majesty's Privy Council for Trade, respecting the Agriculture and the Trade in Corn, in Some of the Continental States of Northern Europe.

II Notices respecting the Commerce of the Black Sea and the Sea of Azoff; more especially as regards the Trade in Wheat.

III Observations on the Benefits arising from the Cultivation of poor Soil, by the Application of Pauper Labour; as exemplified in the Colonies for the Indigent and Orphans in Holland.

- (3) 詳しくは、毛利健三「一八一五年穀物法の成立過程」(『商学論集』第三四卷一号、一九六五年)をみよ。
- (4) William Smart, *Economic Annals of the Nineteenth Century 1821-1830*, vol. II, 1915, rep. 1964, p. 415.
- (15) Barry Gordon, *Economic Doctrine and Tory Liberalism 1824-1830*, 1979, p. 22.
- (16) Lucy Brown, *The Board of Trade and the Free-Trade Movement 1830-42*, 1958, p. 8.

### 三 農業改良と穀物自給率——G・R・ポーター——

一八三三年に商務省の中に設けられた統計局長に就任し、豊富な統計資料に基づいて有名な『国民の進歩』(*The Progress of the Nation*, 1836-43)を著わしたG・R・ポーター(一七九二—一八五二年)は、熱心な自由貿易論者であった。彼の経歴で注意を引くのは、リカードウの妹と結婚したこと、リカードウやトウックが中心となつてつくつた経済学クラブ(the Political Economy Club)の会員であつたことだが、リカードウとの交友は明らかではない。

ポーターは一八三九年に出版した著作(*The Effect of Restrictions on the Importation of Corn*)において、穀物の自由貿易をおこなつてもイギリス農業は直接の危険をこうむらな<sup>(1)</sup>いと述べたが、その主張の背景にはナポレオン戦争後の農業改良の前進があつた。この点を『国民の進歩』新版(一八四七年)<sup>(2)</sup>「一橋大学所蔵」に基づいて示すことが本節

の課題である。

ポーターは『国民の進歩』の新版の序文で、前年（一八四六年）の穀物法の廃止を大いに喜こんだ後で、一九世紀に入ってから連合王国の人口の急増——一八〇一年から一八四一年の間に六五パーセントの増加——を支えたものが「土地への資本投下のひきつづく増大」に基因する国内穀物生産の増加であることを指摘する。そして、この土地への資本投下が外国よりも大規模におこなわれている以上（この場合には、小麦生産も小麦製造 *the manufacture of wheat* といった方が適切である）、イギリス農業は十二分に外国との競争に耐えられるであろう（p. xviii-xix）。ポーターはこの間の農業の進歩を以下のように具体的に描いている。

大ブリテンの人口一人あたりが年一クォーターの小麦を消費すると仮定すれば、外国からの小麦輸入量に基づいて外国産小麦で養われる人口数を算定することは可能であり、また総人口からこの数を引いた数が国産小麦で養われる人口を意味することになる。ここで一八〇一年から四四年までの期間を五つに分け、各期の平均人口、年平均外国小麦輸入量、外国小麦で養われる人口、国産小麦で養われる人口、小麦の平均価格を表で示せば次のごとくである。

左の表が示すように、イギリスの外国穀物に対する依存度は小さく、この間の人口の大増加を支えてきたものが国産小麦の生産増加であることがわかる。しかもこの間、総人口中の農業人口の割合は一貫して低下しているし、耕地面積の増加率は人口増加率より小さい。したがって、農業生産力の上昇は極めていちじるしいものがある。そして、この農業生産力の上昇を刺激したものはナポレオン戦争後の低穀価であり、左の表が示す通り、小麦の平均価格は着実に低下している（前節でみたように、ジェイコブは、国内の小麦価格が六〇—六四シリングなら一〇—一二シリングの関税を課せば、大陸小麦の輸入増加は生じないと述べていた。左の表が示すように、すでに二〇年代において六

| 期 間      | 大ブリテンの人口(以下各期間平均) | 外国(アイ含小麦の輸入量) | 外国小麦で養われる人口 | 国産小麦で養われる人口(そのパーセント) | 小麦1クォーターの価格 |
|----------|-------------------|---------------|-------------|----------------------|-------------|
| 1801—10年 | 万人 1177           | 万クォーター 60     | 万人 60       | 万人 1117(95%)         | 81 s. 6 d.  |
| 1811—20年 | 1349              | 46            | 46          | 1303(97%)            | 84 11       |
| 1821—30年 | 1547              | 53            | 53          | 1494(97%)            | 58 3        |
| 1831—40年 | 1754              | 91            | 91          | 1663(95%)            | 57          |
| 1841—44年 | 1898              | 190           | 190         | 1708(90%)            | 55 9        |

(p. 137, 140, 146.)

○一六四シリリングという水準は十分に達成されていた。  
 ここでいう農業生産力の上昇をもたらした農業改良とは、排水の普及、肥料の改善(グァノ肥料の使用)、いけ垣や農業用具の改善、改善された輪作方法、更には蒸気機関の導入をその中味とする(p. 139, 155, 143, 141-142, 153)。これは明らかに、一八三〇年代から本格的に普及したハイ・ファームिंगの進行を物語っていると思われる。そして、ハイ・ファームिंगは——ポーターがいうように——ナポレオン戦争後の低穀価への対応の延長上に生まれたものだったのである。<sup>(5)</sup>しかもポーターによれば、農業改良の普及はまだその余地を多く残しているから、外国穀物依存度が大きく増加することは遠い先の可能性にすぎない(p. 153)。そもそもポーターにとっては、「すべての国において、国の農業状態は最重要の問題」なのであり、「人口が大きくなると急速に増加する国は、必ず食糧生産の同様の増大をなすにちがいない」のであった(p. 136)。

以上のポーターの議論においては、ジェイコブのように外国の穀物輸出能力が小さいことを強調するのではなく、イギリス国内における農業改良の前進の結果、穀物法を廃止しても国産穀物は外国産穀物と



十二分に競争しようという点に強調がおかれている。しかし、このポーターの強調点は決してジェイコブの強調点と対立するものではない。すなわち、イギリス国内における農業改良の前進を強調する立場に対しては、穀物法が存在して安価な外国穀物の大量の流入を防いできたからこそ農業改良が可能であったのであるし、その結果として自給率も高く維持できたのだという反論が相当の理由をもって成立しうる<sup>(7)</sup>。したがって、農業改良への強調をもって穀物法廃止がイギリス農業に打撃を与えることはないとする立場は、外国穀物の輸出能力は小さいから穀物法廃止がイギリス農業に打撃を与えることはないとする立場と相補完の関係にあるはずなのである。そして他の穀物法批判者の主張をみるならば、ジェイコブとポーターとの各々の強調点が何らかの形で穀物法批判の前提の基礎になっていることがわかるであろう。

(1) Lucy Brown, *op. cit.*, p. 173. 筆者は残念ながらこの著作をみることができなかつた。

(2) そのフルタイトルは以下。 *The Progress of the Nation, in its various Social and Economical Relations, from the Beginning of the Nineteenth Century, a new edition, London, 1847.*

(3) フリードリッヒ・リストは『農地制度論』(一八四二年)において、イギリスの大土地所有に基づいた農業を「工場的に拡大された農業」と呼んでいる(小林昇訳、岩波文庫、一九七四年、三八ページ)。

(4) 当時は作付面積、総生産高の全国的統計は存在しなかつた。その整備は一八六六年のことであつた(権名重明『イギリス産業革命期の農業構造』御茶の水書房、一九六二年、序論)。ポーターが商務省内の統計局の初代の長であつたことはすでに述べたが、同時に彼は一八三四年に設立された統計学会の重要人物でもあつた(杉原四郎『イギリス経済思想史』未來社、一九七三年、第一部第四章)。

(5) 毛利健三「産業資本確立期におけるイギリス穀作農業の發展」(川島・松田編『国民経済の諸類型』岩波書店、一九六八年、所収)。

(6) しかもポーターは、将来的にも、国内人口の大きな増加はそれに見あう国産穀物の増加なしには——逆にいうと、外国穀

物の輸入をもってするのは——不可能だと考えた。次のニコルソンの言葉をみよ。「穀物法廃止というまさに」その年に『国民の進歩』を「書きながらも、ポーターは、国内「穀物」生産の対応する増加がなくともイギリスの人口がそれまでと同じ率で増加しつづけることができる」とは「予想しなかった」(J. S. Nicholson, *op. cit.*, p. 46)。

(7) 例えは Susan Fairlie, *The Nineteenth-Century Corn Law reconsidered, Economic History Review*, 2nd ser., vol. 18, no. 3, 1965 は「一八三〇年代中葉までは——ジェイコブの主張とはちがって——大陸における穀物輸出力は大きかったこと、したがって穀物法は大量の穀物輸入を防ぐ役割を実際に果たしたことを強調する。」

#### 四 穀物法廃止後の穀物価格と穀物輸入量——ジェイムズ・

ウィルソンとトーマス・トゥック——

一八四六年に穀物法は廃止されたが、穀物法廃止後の穀物価格と穀物輸入量とについて具体的に推定した人物が穀物法批判者のなかに存在した。本節は、そういう人物としてジェイムズ・ウィルソンとトーマス・トゥックとをとりあげる。だがその前に、実際には穀物法廃止後に穀物価格と穀物輸入量とがどうなったのかをみておく必要がある。

穀物(特に小麦)価格について。——すでに前節のポーターの表でみたように、一八二〇年代からは小麦価格は一クォーター五〇シリング台に低下していたが、各一〇年ごとの平均をとってみると一八七〇年代まで五〇シリング台にとどまっていた。つまり、一八四六年の穀物法廃止は直接には小麦価格を大きくは引下げなかったのである<sup>(1)</sup>。ポーターの表につづけて各一〇年ごとの平均価格を示せば次のようになる(但し、四〇年代は穀物法廃止前と後とに分けた)。

そして小麦価格の急落は一八八〇年代(正しくは七〇年代後半)の大不況下に生じたのであり、ここでイギリス農業は決定的打撃をこうむった<sup>(2)</sup>。その国内的原因としてはイギリス農業の穀作への依存が続いていたことがあげられる<sup>(3)</sup>。

| 期 間       | 平均価格       |
|-----------|------------|
| 1801—10年  | 81 s. 6 d. |
| 1811—20   | 84 11      |
| 1821—30   | 58 3       |
| 1831—40   | 57         |
| 1841—45   | 54 9       |
| 1846—50   | 51 10      |
| 1851—60   | 54 8       |
| 1861—70   | 51 1       |
| 1871—80   | 51 1       |
| 1881—90   | 35 9       |
| 1891—1900 | 28 3       |

(R. E. Prothero, *English Farming Past and Present*, reissued 1972, p. 441より作成。)

しかしながら五〇—六〇年代においては、小麦価格の比較的高水準と家畜価格の上昇傾向とを基礎にして、穀物と家畜との混合農業の内部において徐々に力点を家畜に移しつつも、イギリス農業は「黄金時代」を迎えていた。すなわち、オーストラリアやカリフォルニアでの金鉱の発見による価

格引上げ、商工業の拡大、クリミア戦争・アメリカ南北戦争による穀物輸出の停滞はすべて、イギリス農業に好都合な条件であった。そして、この時期には「穀物輸入は……国内での穀物供給に取って代わるのではなくて、それを補完した」のであった。<sup>(4)</sup>

穀物輸入量について。——すでにみたポーターの表によれば、小麦の年平均輸入量は一八三〇年代までは一〇〇万クォーター以下にとどまっていた。しかし四〇年代に入ってそれは急増しており、四〇年代前半は二〇〇万クォーターを少し下廻る水準であったが、後半には一挙に四〇〇万クォーターを超え、五〇年代には五〇〇万クォーターを上廻り、六〇年代には八五〇万クォーターに達した。そして七〇年代はじめには一二〇〇万クォーターを超え、ついに輸入量が国内生産量を上廻りはじめ、以後、この傾向は拡大しつつ続いてゆく。他方、国内生産高は穀物法廃止後も六四年までは増加傾向にあったが、その増分はそれほど大きくはなく、そして七〇年代はじめから減少傾向をみせはじめ<sup>(5)</sup>。したがって穀物自給率は、ポーターが示した一八四〇年代はじめの九〇パーセントから一貫して低下し、五〇年代はじめには七五パーセントを少し上廻る程度となり、そして七〇年代はじめにはついに五〇パーセントを割る

に到<sup>(6)</sup>った。

つまり、穀物法廃止後は国内小麦生産量は基本的には微増もしくは停滞傾向を示し、総小麦消費量の増加分——一八六〇年代の総小麦消費量は二〇年代の約二倍になっている——の多くが外国小麦の輸入増によってまかなわれたといえる。そして、七〇年代後半以降の大不況下ではこの傾向すら維持できず、国内小麦生産量の絶対的減少が続くのである。

(1) 「自由貿易の主な効果は、ブリテンの「小麦」価格を押下げるよりもむしろ、世界の価格をブリテンの水準に引上げたことであつた」(F. M. L. Thompson, *English Landed Society in the Nineteenth Century*, 1963, p. 242)。

(2) 「ハイ・ファージングは、イギリス農業が——一八四六年「の穀物法廃止時」には夢にも思わなかつたところの——「外国からの」競争の十全な力にさらされた時には、保護に対する代替物ではなかつたのである」(J. D. Chambers & G. E. Mingay, *The Agricultural Revolution 1650-1880*, 1966, p. 181)。

(3) その国際的原因についてエンゲルスはこう述べている。「大洋を横断する汽船や南北アメリカの鉄道は、まったく独特な諸地帯をヨーロッパの穀物市場で競争できるようにした。一方には北アメリカのプレーリー、アルゼンチンのパンパス、自然そのものによって開墾された大草原があり、何年にもわたって幼稚な耕作で肥料なしでも豊かな収穫を与えた処女地があつた。また、ロシアやインドの共産的共同体の土地があつた。「これらの共同体は、国家に支払う租税用の貨幣を得るために、生産費におかまいなしに低い価格で穀物を売らざるをえなかつた」……そして、この競争にたいしては——処女地的大草原地の競争にたいしても租税の締め木にかかつて倒れかかつているロシアやインドの農民の競争にたいしても——ヨーロッパの借地農業者や農民は昔からの地代の下では対抗することができなかった。ヨーロッパでは土地の一部分は穀物耕作では決定的に競争圏外に脱落し、地代はどこでも下がり、……価格が下がり追加投資の生産性が下がるという場合がヨーロッパでの常例となり、こうして、スコットランドからイタリヤまでの、また南フランスから東プロイセンまでの、地主の悲嘆とはなつたのである」(『資本論』大月書店版、第五分冊九三三—九三四ページ)。

(4) R. E. Prothero, *op. cit.*, pp. 370-371.

またマルクスの次の記述をみよ。「穀物法の廃止はイギリスの農業に異常な衝撃を与えた。非常に大規模な排水、畜舎内飼育や人工飼料植物栽培の新方法、機械的な施肥装置の採用、粘土地の新処理法、鉍物性肥料使用の増加、蒸気機関や各種の新作業機などの使用、いっそう集約的な耕作一般、これらのものがこの時代を特徴づけている。……「一方では相対的な経営費が減少され」……他方では実質的な土地収益が急速に高められた。一エーカー当たり投資額の増加、したがってまた借地の集中の促進が、新たな方法の根本的条件だった。同時に、耕作面積は一八四六年から一八五六年までに四六四、一一九エーカー拡張された。……同時に農業従事者の総数が減少したということは、すでに人々が知っているとおりでである。……「この傾向は最近では特に顕著である」……すなわち、この最近の時期には、農村労働者人口の積極的減少が、耕地面積の拡張、いっそう集約的な耕作、土地に合体された資本と土地耕作に投ぜられた資本との未曾有の蓄積、イギリス農業史上に比類のない土地生産物の増加、土地所有者の地代収入の増大、資本家的借地農業者の富の膨張と、手を携えて進んだのである」(『資本論』前掲、第二分冊八八三—八八四ページ)。

(5) Susan Fairlie, *The Corn Laws and British Wheat Production, 1829-76, Eco. Hist. Rev.*, 2nd ser., vol. 22, no. 1, 1969, Appendix Table I. 権名重明『近代的地土地所有』東大出版会、一九七三年、一四九—一七五ページ。

(6) 国産穀物によって維持される人口の割合については、一九〇六年の Report of the Agricultural Committee of the Tariff Commission の次の表をみよ。

| 時 期       | 国産穀物に<br>よって維持<br>される人口<br>の割合 | % |
|-----------|--------------------------------|---|
| 1831—35年  | 96                             |   |
| 1836—40   | 90                             |   |
| 1841—45   | 89.55                          |   |
| 1846—50   | 78.45                          |   |
| 1851—55   | 74.4                           |   |
| 1856—60   | 71.9                           |   |
| 1861—65   | 59.4                           |   |
| 1866—70   | 58.4                           |   |
| 1871—75   | 48.0                           |   |
| 1876—80   | 37.2                           |   |
| 1881—85   | 26.4                           |   |
| 1886—90   | 29.0                           |   |
| 1891—95   | 15.2                           |   |
| 1896—1900 | 19.1                           |   |

(出所: J. S. Mill, *Principles of Political Economy*, ed. by W. J. Ashley, 1923, Appendix BB.)

『エコノミスト』の創刊者として知られるジェイムズ・ウィルソン(一八〇五—一八六〇年)は、穀物法を批判し自由貿易の原則を強く提唱した人物であった。ウィルソンの娘婿にあたるウォルター・バジネット(Walter Bagehot)は、ウィルソンの主張が抽象に走らず、事実をもって語るといふ方法をとっていることを高く評価し、「ウィルソン氏は、いかにも実務家プラクティカル・マンにふさわしいやり方で経済学を論じた」と述べている。<sup>(1)</sup>ウィルソンは前節で扱ったG・R・ポーターと永いつきあいをもっていたが、彼の事実をもって語るといふ方法はリチャード・コブデンにも大きな影響を与えている。

本節ではまず、ウィルソンの最初の著作である *Influences of the Corn Law, as affecting all Classes of the Community, and particularly the Landed Interests*, London, 1839 [立教大学所蔵] に従って、彼の所説をみてゆきたい。

ウィルソンはまず、これまで穀物法を批判する側もまたそれを支持する側も共に、穀物法の実際の影響を過大に評価してきたという認識から出発する。すなわち、穀物法を批判する工業者は、穀物法を廃止すれば穀物価格は現行の半分になり、またその結果賃金も半分になり、そして工業品価格は低下し、その輸出は急増すると想定している。他方穀物法を支持する地主は、穀物法が廃止されれば穀物自給率が五〇パーセントを割るかのようになっている。しかし、こうした両者の考えには何の根拠もないのであり、「穀物法の作用についての統計と歴史的事実」との研究がそのことを十分理解させるであろう(P. 1-5)。

穀物法は、高い水準の穀物価格が維持されるという幻想をふりまくことによって耕作拡大を過度に奨励し、その結果豊作の場合には穀物価格の太下落をもたらす。他方、不作で穀物価格が上昇する場合には、穀物法のためにそれま

で輸出をとめられて蓄積されていた外国穀物が輸入される。こうして、低穀価による損失はほとんど全て国産穀物が引きうけるのに対し、穀価上昇の利益に国産穀物が与る程度は限られている。すなわち、「農業インタレストは現行穀物法から何の利益も引きだしておらず、むしろ大きな損害をこうむっている」といわねばならない (p. 32, 36, 49)。にもかかわらず、農業インタレストが穀物法に執着するのは、先に述べたように穀物法の実際の影響を過大に評価しているからである。

ウィルソンは、ウイリアム・ジェイコブが大陸の穀物輸出国として重視したのがポーランドを含むプロシヤであったことを指摘し、当地での小麦価格とそれがイギリスにもたらされる諸費用とを「プロシヤ官報」に基づいて次のように算定している。

プロシヤでの小麦価格 (一八二六—三七年の平均) —— 二八シリング三ペンス

輸出港であるダンツイヒまでの運送費 —— 六シリング

ダンツイヒからロンドンまでの運送費その他 —— 一八シリング三ペンス

ダンツイヒとロンドンとの商人の利益 —— 二シリング六ペンス

計 —— 五五シリング

ところが、イギリスの小麦の価格は一八二九—三五年の平均をとれば五二シリング二ペンスなのである。しかも、プロシヤ産小麦の品質がイギリス産のそれよりも劣ることも考慮されねばならない。かくして、「大陸における最も豊かで最も安価で最も広い小麦生産国からの小麦輸入の費用は、平年には、最も厳格な「輸入」禁止法の下でのわが国の実際の平均価格よりも一クォーターにつき少くとも二シリング一〇ペンス高いであろう」 (p. 59, 73)。しかも——

ジェイコブの『報告』が示したように——大陸の小麦輸出能力は小さいのであり、その全てがイギリスに輸出されると仮定しても年七〇万クォーター以下にしかならず、それは大ブリテンの年消費の二週間分(四パーセント)程度であるし、穀物法廃止による国内価格の安定は大陸の小麦剰余を必然的に減少させるであろう(p. 88-92)。

更に、穀物生産費は「農業改良と機械導入による労働の節約」とによって近年大きく下落しているが、穀物法廃止による改良への一層の刺激はコスト引下げと生産拡大とを両立させるであろう。すなわち、「将来における引続く諸改良と機械の使用とはわが国の「穀物」消費の増大の速度を上廻るであろう。そして、こうしてコストを引下げることによってわが国内の競争だけで全ての商品の一般の価格を引下げらるであろう」。イギリスのファーマーは、(一)化学・機械上の技術、(二)大量の資本装備、(三)土壌、気候の良さの点で、むしろ他国を上廻る利点を有しているのである(p. 85-88 傍点は服部)。こうしてみると「他のどんな国と比べても、大ブリテンは工業が穀物生産を広範にまた著しく上廻っているような国ではない」し(p. 93)、穀物法廃止後もそうはならないであろう。そうしてウィルソンは、穀物法廃止の方法について、小麦についていえば、一クォーターにつき一〇シリングの関税から出発してそれを年一シリングずつ引下げて五シリングまで下げ、そしてこの五シリングの関税を三年間続けた後で関税をゼロにするという提案をなしている(p. 118-119)。

右に紹介したウィルソンの議論から明らかなように、(一)穀物法廃止は小麦価格を現行の五二シリング二ペンスよりも引下げるが、この価格下落は外国からの輸入のせいではなくて、国内での農業改良の進行の結果とされていること、(二)穀物法廃止は大陸での小麦剰余を現行の七〇万クォーターよりも減らし、このため小麦輸入量もそれを超えないとされていること、が注目される。そして、小麦輸入量についての想定は、すでに示したように、一八四〇年代か



らすぐにその誤りが明らかになるが、小麦価格の想定は少くとも七〇年代に至るまで正しかったといえよう。

そうして、穀物法廃止後の小麦価格が安価な外国小麦の流入によって引下げられるとは考えない、こうしたウィルソンの想定は、穀物法批判者のなかでも彼一人のものではなかった。例えば、三〇年間も議会の急進派の指導者として活躍し、穀物法を批判しつづけたジョウゼフ・ヒューム（一七七七—一八五五年）の所説を一八三三年五月七日の議会演説に従って簡単に示せばこうである。すなわち、ヒュームによれば、現在ではイギリスは本質的には「工業国」であり、農業の繁栄はほぼ全面的に工業の繁栄に依存している。それ故、穀物の自由貿易は工業の繁栄に役立つはずであるから——穀物法の廃止の結果穀価が下落しなければ——農業の繁栄にも資するであろう。<sup>(2)</sup>そして過去の経験から判断すれば、「穀物の規則的な自由貿易が大ブリテンにもたらす利益は、わが国の価格を大陸の水準に引下げることによるよりもむしろ、わが国の価格水準に世界中の他の「国々の価格」を引上げることによるものである」と論ずるのである。<sup>(3)</sup>

また、一八二五年のいわゆるウィリアム・ハスキソンの関税改革の際に関税法の整備の点で重大な役割を果し、三四年には経済学クラブの会員に選ばれた自由貿易論者ジェームズ・ディーコン・ヒューム（一七七四—一八四二年）も、一八三五年に匿名で出版したパンフレット（H. B. T., *Letters on the Corn Laws, and on the Rights of the Working Classes*. [一橋大学所蔵]）においてこう論じている。すなわち、過去半世紀における農業の改良は非常に大きいものであったが、「われわれは国の繁栄が土地に基礎づけられているような点をとくに通りこした」段階にあり、農業の繁栄は輸出工業の繁栄の結果としてしか生じえない。そして、今後の増加人口は工業品輸出の見返りで得た穀物で養われることになろう。しかしながら、穀物法の廃止はむしろ「外国穀価を引上げ」、また現在進行中の

国内穀物の「下落過程を、くい止める」であろう。そして穀物法の廃止によって「わが国の粘土質の耕地のうちで最悪質の約一〇〇万エーカーが牧草地に転換されても、それによって市場から引き去られる穀物量は小さいから、「その分の」外国からの穀物供給がわが国の良地を苦況におとしこむことはできな<sup>(4)</sup>であろう」(p. 9, 44, 46, 47, 48. 傍点は服部)。

つづいて、一八二〇年の有名なロンドン商人の自由貿易請願の起草者であり、またリカードウと共に経済学クラブ設立の立役者であったトーマス・トウック(一七七四—一八五八年)の『物価史』(*A History of Prices, and of the State of the Circulation, from 1763 to 1856*, 6 vols., 1838-1857. なお、第五・六巻はウィリアム・ニューマーチとの共著<sup>(5)</sup>)のなかで、穀物法廃止後の小麦価格と小麦輸入量とについていかなる想定がなされているかをみてみよう。特に、『物価史』は後半の巻が穀物法廃止後に出版されており——第四巻は四八年、第五・六巻は五七年——、穀物法廃止後の具体的すう勢をみたうえでの議論であり、注目に値する。

トウックは第一・二巻(一八三八年)において、前世紀末からひき続いて農業改良が進行してきたこと、またナポレオン戦争の終結以降天候は全体として良好であり、「耕作の拡張と改良の効果とを大きく発現させ」、相対的には穀物価格は低い水準であったこと、しかも二二年以降の経験が示すように、平年作の時にはイギリスは基本的には穀物の自給が可能であり、この点は三六年の農業委員会の証言にあらわれていることを指摘した(訳I一三二、II三三二、一九二、二二七ページ)。そして第三巻(一八四〇年)では、穀物法廃止後のイギリスの小麦の平均価格をクォーター四五シリングと想定し、更にこの価格で輸入される量を年平均一五〇万—二〇〇万クォーターと見積っている。しかも一八三五—三六年の経験は、豊作のため外国小麦輸入がほとんどない(七万クォーター以下)のに小麦価格が四〇シ

リングを割り、それでいて国内の小麦の作付面積は減少しなかったことを教えているから、四五シリングの水準では耕地面積は減少しないと考える十分な理由が存在する(訳Ⅲ四七—四八、四二、四三—四四ページ)。そしてトウツクは第四卷(一八四八年)では、この四五シリングという平均価格は「わが連合王国における耕作を維持しまた徐々に拡張する」と同時に、増大する人口の要求をわが国内産とあわせて十分にみたすことができるだけの外国産穀物の輸入をも確保するということを、可能ならしめるところの高さであると考へてよいであろう」と規定している(訳Ⅳ五〇—五〇ページ。傍点は服部)。

だが、穀物法の廃止後小麦輸入は大増加し、四一—四五年の年平均一九〇万クォーターから四六—五五年の四四〇万クォーターと二倍以上になった(W. p. 42-43)。そして、トウツクは第五卷(一八五七年)でこの事実を以下のよう説明している。すなわち、この小麦輸入の大増加の原因は、イギリスでは不作が続いたのにヨーロッパ大陸や合衆国では豊作であったことにある。しかしながらこのことは、天候が回復しイギリスの収穫が平年並みに回復すれば今後の小麦輸入は「大きく減少」し、「大量の穀物輸入をなして済ませられよう」ようになることを意味している。しかも、現在の農業改良の急進行——具体的には、(一)排水の前進、(二)改良資金の借入れ制度の改善、(三)農業機械・用具の改良、(四)借地権の安定があげられる——は「国内穀物」生産の大増加を強力に成しとげる」ことを可能にするから、天候の回復が小麦輸入を大きく減らすという見通しは一層強化され、第三卷での想定は実証されるだろう。更に小麦価格についていえば、四八—五三年の平均価格は四四シリング一〇ペンスであり、第三卷での想定は立証されてゐる(V, p. 55, 227, 52, 184, 193)。トウツクは、一八五七年に至っても一八四〇年の自分の想定の正しさを疑わなかったのである。

以上のウィルソンとトゥックとの所説から明らかなように、彼らは、(一)穀物法廃止後の小麦価格は決して安価な外国小麦の流入によって引下げられることはなく、価格下落は主に国内における農業改良の進行が原因となること、(二)小麦輸入量はそれほど大量ではなく——年二〇〇万クォーターは六〇年代のイギリスの年消費の一割程度である——、また国内小麦生産は増大すること、こうした想定うえで穀物法を批判したのであった。そうしてまた、「反穀物法同盟」の指導者であり、穀物法廃止とその名が結びつけられているリチャード・コブデン(Richard Cobden, 1804-1865)においても、穀物法廃止は穀物輸入量を増大させるが穀物価格を引下げはしないと考えられていたのであり、「穀物の自由貿易は国内における生産を増加し、より多くの資本と労働とを劣等地に投下させることによって、劣等地の耕作を刺激する方法」とみなされていた。<sup>(8)</sup>

だから、『イギリス穀物法の歴史』の著者D・G・バーンズは次のように書いたのであった。すなわち、「工業家たちが穀物法の廃止は自分のビジネスの役に立つと期待したという事実は、一八七五年以降に大ブリテンに流入することになった安価な小麦と肉との洪水を彼らが予想したことを意味しない。コブデンを含めて自由貿易論者の誰一人として、人口の極めて大きな部分が外国小麦や外国肉に依存するであろうとは予想しなかった」。<sup>(9)</sup>

(一) [Walter Bagehot,] *Memoir of the right honourable James Wilson, the Economist*, 17th Nov. 1860, 1289-1290.

(二) フリードリッヒ・リストは、一八四三年に書いた論説のなかでヒュームについてこう述べた。「大陸の工業を揺籃のうちに窒息せしめたジョウゼフ・ヒューム氏は、二十五年來絶え間なく自国民に向って、工業は大商業の基礎であること、工業と商業とこそ農業を完成させるものであること、それゆえまたこの両者は国富の主たる生産者であることを説教しつづけた。そうだからといって、ジョウゼフ・ヒューム氏は農業の反対者であり、その貶黜者なのだろうか。決してそうではない。彼は最も誠実な農業の友なのである。なぜなら、規則的な購買者と資本とがなくては農業は永久に不安なみすばらしい状態に止らね

ばならぬが、この二つは工業と商業とのみが造り得るものだからである」(『小林昇経済学史著作集Ⅵ』未来社、一九七八年、一三五ページに引用)。

(e) F. W. Hirst ed., *Free Trade and other fundamental Doctrines of the Manchester School*, 1903, rep. 1968, p. 137, 133-134.

(4) 当時の作付面積の統計はないが、ポーターは一八二七年の連合王国の Arable and Garden の面積を一九〇〇万エーカーと推定している。Porter, *op. cit.*, p. 158-159.

(5) 本書は第一―四巻まで藤塚知義氏の訳があり(東洋経済新報社、一九七八―八一年)、引用の際は本文中に訳のページを記す。ただし第五巻以降は、一九六二年刊のロンドン・スクール・オブ・エコノミクスによる複製版のページを記す。なお、第五巻のなかで本稿で参照される箇所は、すべてトックの執筆部分である。

(6) 農業改良の進行は誰の目にも明らかであった。その一例としてリチャード・ジョーンズの一八五二年の文章を引用しよう。「この国民の歴史のうえで、土地所有者団によって現在なされている努力より活発な努力がなされた時期はかつてなかった。彼らは自らの所領に永久的な改良を施すために、またこの国の農業が闘わねばならない諸困難に対抗するために科学と富が許すかぎりのすべてをこくしついでる」(Richard Jones, *Literary remains, consisting of Lectures and Tracts on Political Economy*, ed. by W. Whewell, 1859, rep. 1964, p. 367. 大野精三郎訳『政治経済学講義』日本評論社、一九五〇年、三五―三六ページ。但し訳文は一部変更)。

(7) D・C・ムーアは、穀物法廃止という農業関係者へのむちが同時に土地改良諸法というあめを伴っていたことを強調する(D. C. Moore, *The Corn Laws and High Farming, Eco. Hist. Rev.*, 2nd series, vol. 38, no. 3, 1965)。実際、「法令のたすけをかりた土地改良が穀物法撤廃以後急速に増大した」(椎名重明『近代的土地所有』前掲、一〇四ページ。傍点は原文)。

(8) Barnes, *op. cit.*, p. 268. 熊谷次郎「コブデンの自由貿易論」(『桃山大学経済経営論集』第二二巻二・三号、一九七九年)一三五ページ。

(9) Barnes, *op. cit.*, p. 268.

## 五 地主階級の穀物法批判——ジョン・ルーク——

前節でみたように、ウィルソンやトゥックの場合には、穀物法を廃止しても穀物価格は安価な外国穀物の外圧によって下落するのではなく、下落するとすれば国内における農業改良の進行の結果であること、また、外国穀物輸入量はそれほど大量にはならないことが想定されていた。本節では、かかる想定を前提にして、地主の側から穀物法廃止の主張がでてきたことを示したい。そして、この地主の側の穀物法批判において重要なことは、農業改良が地代増大をもたらすという論理をうちたてようと努めた点である——但し、この課題は理論的には成功せず、次節であつたマカロックとJ・S・ミルとにゆだねられることになったが——。地主の穀物法批判者としてとりあげる人物はジョン・ルーク (一七八〇—一八五六年)<sup>(1)</sup>である。

本節でふれるルークの著作は次のとおりである。

① *An Inquiry into the Principles of National Wealth, illustrated by Political Economy of the British Empire*, Edinburgh, 1824 (rep. 1969).

② [A Cumberland Landowner,] *Free Trade in Corn the real Interest of the Landlord, and the true Policy of the State*, London, 1828 (2nd ed. 1835). [引用は二版から。ブリティッシュ・ライブラリ所蔵]

③ [A Cumberland Landowner,] *Free and Safe Government, traced from the Origin and Principles of the British Constitution*, London, 1835. [ブリティッシュ・ライブラリ所蔵]

④ *Geology as a Science, applied to the Reclamation of Land from the Sea, the Constitution of Harvers, the*

*Formation of Railroads, and the Discovery of Coal, with an assumed Outline Map of the Granite Formation of the Earth, London, 1838.* [ブリティッシュ・ライブラリ所蔵]

ルークは、現在のイギリスが「世界の工場」であるという認識から出発する。すなわち、「大ブリテンは世界の最も完全な工場であり、また、その住民は……」[外国貿易の発達によって]「勤勉と資本蓄積とに励まされている。したがって大ブリテンはその工場を大規模化しており、また労働の分割と協同とによってより安価に、より完璧に仕事をすることができし、より多くの資本の助けを利用することができる」状態にある(① *Inquiry*, p.356-357)。そして、イギリスを「世界の工場」にした原因は工業製品に対する需要の増大であるが、この工業製品への需要の増大は、主に蒸気機関の発明による工業製品の安価と一八世紀後半以降の一定の貿易自由化への歩みとによってもたらされたものである。このようにイギリスの工業化が進んでしまった以上、もはや以前の状態に戻ることは不可能である。「商業と工業とが富裕で自由な現在のわれわれをつくったのである。……引き返そうとするのは狂気のさたである。……われわれは歩を戻すことはできないし、この変化を無事に元どおりにすることもできない。退却は確実なる破滅である。われわれは万難を排して前進しなければならぬ。」(③ *Government*, p.101-102)——これがルークの現状認識を端的に表わす言葉である。産業革命を経て「世界の工場」になったイギリスが進むべき途は、更なる工業化の方向しかない。このように考えるルークにとっては、自由貿易を諸外国に採用させて市場を開放させさえすれば、「世界の工場」が生み出す工業製品はその安価さゆえに、過剰生産の恐れを基本的にははらまないものであった。したがって、ルークが、のちにみるように、農業改良は地代増加をもたらすと主張しても、増加した地代は有効需要の源泉として特に重視されているわけではない。この点がマルサスとの大きな相違である。

しかしルークにおいても、工業化の進行が農業の国外放逐をもたらすとは決して考えられてはいない。なぜならば、ルークは工業の発達はそのまま農業の利益になると考えるからである。つまり、工業の発達は一方で農業人口を減らすとともに、他方で農産物に対する国内市場を広げる。そして、この国内市場の拡大が刺激となって、「最少の人手で……土壌から最大の生産物を産出する」ような大農場が生みだされ、この大農場は資本と労働とを集中することによって両者を節約し、「より少ない人手でより効率的に、またより利益をあげて土地を耕作する」ことを可能にする、とルークは考える(① *Inquiry*, p. 133, 121-122)。つまり、工業部面での「世界の工場」と農業部面での経営の集中ならびに農業労働者数の縮小とはパラレルだというわけである。(なお、この農業労働者数の縮小というルークの主張は、一八世紀後半の農業革命段階においてアーサー・ヤングが示した、エンクロージャにもとづく大農場下での新農法がもたらす農業労働者数の増大というシェーマとは明らかに異った構想である。)

しかしながらすぐに気がつくように、工業の発達は農業の利益だという右のルークの主張にはひとつの前提がある。それは、工業の発達をもたらす自由貿易自体が穀物の大量輸入を生ぜしめて、イギリス農業に大きな打撃を与えることはない、ということである。穀物の自由貿易が農業を破壊してしまうならば、自由貿易による工業の発達が農業の利益になるという主張は意味をもたないはずである。そしてルークは、穀物法を廃止して穀物の自由貿易をおこなっても、穀物価格の下落は生じず、また穀物輸入量は小量であり、しかも工業の発達・人口の増加によってイギリスの穀物生産量は増大すると主張する。

③ *Free Trade in Corn the real Interest of the Landlord, 1828* はこのことを示そうとしたものである。ルークは、一七世紀中葉から一八二〇年代までの期間をとって、穀物貿易の状態(制限が弱いか、強いかがイギリスならび



にヨーロッパ大陸の輸出国での小麦価格にどのような影響を与えているかを歴史的に検討し——その際、ウィリアム・ジェイコブの『報告』も使われる——、以下の結論を引きだす。すなわち、(一)穀物貿易への制限が弱い時期にはイギリスの小麦価格は高く、また制限が強い時期にはイギリスの小麦価格は低い、(二)穀物貿易への制限が弱い時期にはイギリスの小麦価格は上昇するが、大陸の小麦価格はそれ以上に上昇し、両者の価格差は小さくなる、ということである。このルークの結論には、イギリスの小麦価格が高いからこそ穀物貿易への制限が緩和されたという事実を逆にみているという批判がなされるべきである。しかしルークは、穀物貿易の自由化がイギリス工業を発達させることによって、農産物への国内市場を広げ、穀物需要を強め、こうしてイギリスの穀物価格を高めること、また、穀物貿易の自由化は穀物輸出国で一定量——決して大量ではない——の穀物輸出を生ぜしめ、それによって輸出国での富が一定増進し、その結果輸出国自身での小麦需要が大いに強まり、結局、輸出国においてもイギリスで以上の比率で小麦価格が上昇し、こうして小麦輸出量は大きくはならないことを強調する。次のルークの文章をみられたい。

穀物の自由貿易をおこなっても「わが国を充滿させる恐れのあるような大量の穀物が外国から来ることはありえない。それほど大量の穀物がイギリスに入ってくる前には、この穀物は必ず大陸の大きな海港都市を通過しなければならぬ。」「だが」これらの都市は、自己の周辺で食糧全般に対する需要を増進させる所なのである。そして、穀物の公開貿易オプン・トレードがもたらすにちがいない「穀物輸出国での」商業の繁栄と「諸物の」高価格とは、ヨーロッパにおける「穀物への」国内需要を輸出される全穀物量の一〇倍にも増大させるであろう。実際、経験が示すように、外国穀物の自由輸入によってイギリスが「穀作を放棄して」牧草地になるという恐れは、これまで一国民をこわがらせたうちで最も根拠のない幽霊の一つなのである」(②Free Trade, p. 65)。——ルークの場合にも、ジェイコブの主張

（すなわち、大陸の穀物輸出能力は小さい）がそのままの形ではないにせよ、暗黙の前提におかれているといつてよいであろう。

このように、穀物法の廃止が大量の穀物輸入をもたらさないと前提すれば、穀物の自由貿易による工業の発達は農業の利益になるといふ、先にみた主張はその基礎を与えられる。そしてルークは、農業改良が地代を増加させると主張するが、それは以下のように立論される。ルークにおいては、穀物の一定量はつねに一定量の労働を支配し、そして支配労働が価値の尺度をなす。したがって、穀物一単位はつねに一定の価値をもつ。そこで、一定量の資本と労働との投下が改良によって以前よりも多量の穀物を生産すれば、この生産された穀物の増分がそのまま生産された価値の増分を意味する。だから、ここで利潤率を一定とすれば、また少々利潤率が上昇しても、改良の効果が大きければ大きい程地代増加は大きい。だから、地代上昇はリカードウのいうように収穫漸減によって生ずるのではなくて、「地代は……生産的労働の追加的諸力に比例して上昇する」といわねばならない。そして、この労働の生産諸力の増大は「より潤沢な資本の投下」によって実現されてきたのである（① *Inquiry*, pt. 1, chap. 2, p. 380-391）。

右のルークの立論は、穀物——この場合小麦とされている——一単位がつねに一定の価値をもつとされている点で、リカードウの価値論とは異なっている。しかし、理論的に解かれるべき問題は、農業改良によって穀物一単位の価値が下落するのに地代は上昇しうるのかということであり、ルークの立論はこの問題を説明してはいないといわねばならない。この意味において、農業改良が地代増大を生むという主張の理論的基礎づけは、次節のマカロックとJ・S・ミルとにゆだねられたのである。しかしながら現実問題としては、小麦価格の低下傾向のなかで、単位面積あたりの地代額は一八三〇年代後半から上昇しはじめた<sup>(5)</sup>。したがって、ルークの主張は理論的には正しく基礎づけられ

なかつたが、現実には妥当したのであつた。かくして、ルークは、穀物の自由貿易がイギリス農業に打撃を与えるほどの穀物輸入をもたらさしめないという前提のうえで、自由貿易→工業発展→農産物への国内市場拡大→経営の集中と合理化⇨資本投下増大→農業改良→地代増大というシェーマをつくりあげたのである。ルークのいう農業改良はハイ・ファームिंगの技術的諸契機をすべて含んでいるが、特にルークに特徴的なことは、農産物輸送のために、また農業改良を刺激する商工業の発達のために、イギリス全土を結ぶ鉄道網の確立を訴えている点である (⑥ *Geology*)。

ルークはイギリス農業の将来を以下のようにバラ色に描く。「ブリテンの農業は、平明で啓蒙的な科学の目でみれば、生産的インダストリがより良い形で遂行され、より肥沃な土地の注意深い耕作に資本が豊富に投下されるという活力ある成熟状態に昇ろうとしている夜明けの段階にあるにすぎないようにみえるはずである。周囲を海で囲まれたこの島の土壤は、「マルサスやリカードウのような」書齋に閉じこもった学者が考えるようには決して疲弊しはしない。それどころか、リベラルな地主の指揮と熟達した借地農業者の手の中で、この島の土壤の多産さは年々増大し、また増大しつつあるのである」(⑦ *Geology*, p. 327)。

結局、ルークにとっては、「世界の工場」イギリスの下での工業の発達と改良された農業の下での地代の増加⇨地主の繁栄とは一体のものなのであり、一層正確には、「世界の工場」という地位の維持なしには地主の繁栄はありえないのであつた。こうした認識のうえに立って、ルークは自らの属するランデイド・インタレストにこう呼びかけた。「すぎ去りつつある時をみよ。時間は偉大な諸変化をもたらした。……われわれは商業によって現在の状態になつた。現在からみれば、一七六五年のわが国の状態は夢にすぎない。王位の安定・貴族の富・国民大衆の幸福は互い

に調和し、そして今では商工業の繁栄によって結びあわされているのである」、そして穀物法を廃止することによって「わが国の社会体制の生まれながらの指導者である、ブリテン帝国の偉大なるランデイド・インタレストが、彼ら自身の犯した誤りを除去するのに同意すれば……、生産諸階級は彼らを祝福し、そして国家指導の指南者として彼らを信頼するであらう」(③Government, p. 211, 220)。

- (1) 筆者は「ジョン・ルークと「世界の工場」イギリス」(『立教経済学研究』第三四巻一号、一九八〇年)において、ルークの主張を詳しく論じている。またそこでは、サー・ジェイムズ・グレイアム、フィッツウィリアム伯、サー・ヘンリー・パーネルといった、地主の穀物法批判者たちの所説も簡単ながら扱われている。あわせて参照されたい。
- (2) 「農業が改良されれば、より多くの農業労働が必要されるであらう。」「エンクロージャはまた、「農業での」エンプロイメントの増加をも生みだしている」(Arthur Young, *Political Arithmetic*, 1774, rep. 1967, p. 63, 73)。
- (3) ルークはむしろ、(一)自由貿易は各国の富を増大させ、それが結局、アメリカの鉱山の貴金属産出量を大きく増大させるから、また(二)「世界の工場」イギリスの貿易差額はプラスになるから、内外での貨幣価値は低下し、穀物価格は国内においても国外においても上昇すると考える(②Free Trade, p. 75; ①Inquiry, p. 357)。
- (4) ジェイコブの『報告』も述べているように、ポーランド、プロシヤでの生産者大衆の貧困は小麦の消費を許さず、生産された小麦のほとんどすべてが輸出されていた(William Jacob, *Report*, 1826, p. 15, 50, 63)。
- (5) この点は第六節で示す。第四節に引用したマルクスの『資本論』での記述をみよ。

〔未完〕